

別紙

仕 様 書

本件業務における仕様は次のとおりです。

1 業務概要

- (1) 件 名 東御市シティプロモーション強化事業業務委託
- (2) 履行場所 東御市及び市の指定する場所
- (3) 業務内容 項番3のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 上限金額 金 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 目的

令和6年度は、東御市発足20周年の節目の年を迎えることから、効果的なシティプロモーションを展開し、市内外へ本市の魅力を発信することで、認知度の向上、関係人口の拡大、市民のシビックプライドの醸成を図ることを目的とする。

3 業務内容

- (1) “食”をキーワードとした首都圏でのPRイベントの開催
- (2) ふるさとPR大使を活用したPRイベントの開催
- (3) シビックプライド醸成のための市民向けイベントの開催

4 「“食”をキーとした首都圏でのPRイベント」の提案内容及び仕様

- (1) 東御市の魅力のひとつである“食”を活用したイベント、催しを首都圏で実施することで、市の認知度の向上、関係人口の拡大につなげることを目的とする。また、ふるさと納税の返礼品で取り扱っている農産物等を活用することで、ふるさと納税の活性化につなげる。
- (2) 開催場所は東京都23区内とし、PRに効果的な場所を提案すること。また、イベント回数についても提案すること。なお、開催場所の管理事業者との調整も委託事業者が実施すること。
- (3) イベントの開催にあたり、“食”、農産物等を取り扱う市内事業者との調整は、東御市と協議のうえ、進めることとする。
- (4) イベントの開催にあたり、食品を取り扱うことから、衛生管理、安全管理（感染症対策等も含む）を行うとともに、必要なスタッフを配置し、事故等の防止を図ること。

5 「ふるさとPR大使を活用したPRイベント」の提案内容及び仕様

- (1) ふるさとPR大使を活用したPRイベントを首都圏で実施することで、市の認知度の向上、関係人口の拡大につなげることを目的とする。
- (2) 開催場所は「銀座NAGANO」とし、会場の予約等については東御市が行うことと

する。

- (3) ふるさとPR大使への謝礼は、別途支払うため、見積もりには含めないこととする。ただし、より効果的なイベントとするため、他の著名人を招待したものを提案する場合は、その費用は本業務の見積もりを含めるものとする。
- (4) 本イベントについては、シティプロモーションの観点から撮影を行いSNS等で公開する動画制作を行うものとする。ただし、撮影・動画制作については、東御市が別に業者へ発注するため、イベントの実施にあたっては、動画制作の受注業者と調整を行うこと。また、本イベントでふるさとPR大使の他に著名人等起用する際は、その旨、事前に了承を得ることとする。
- (5) ふるさとPR大使の活用にあたっては、所属事務所との調整が必要となることから、東御市と協議のうえ、進めることとする。
- (6) イベントの開催にあたり、安全管理（感染症対策等も含む）を行うとともに、必要なスタッフを配置し、事故等の防止を図ること。

6 「シビックプライド醸成のための市民向けイベント」の提案内容及び仕様

- (1) 市発足20周年を契機に、市民が改めて東御市の魅力を再認識できる市民参画型の市民向けのイベントを開催し、市民のシビックプライドの醸成を図ることを目的とする。
- (2) 開催場所は東御市内とし、本事業の目的が達成できるように効果的な場所・イベント回数を提案すること。なお、開催場所の管理事業者との調整は、東御市と協議のうえ、委託事業者が実施すること。
- (3) 開催時期についても提案すること。実際の開催については、東御市と調整を行うこと。
- (4) イベントは10～40歳代の若い世代をターゲットとしたイベントを提案すること。ただし、市民のシビックプライドの醸成を図る観点からターゲット層以外も参加できるイベントとすること。
- (5) イベントの開催にあたっては、「東御市の魅力」をテーマにした写真及び動画を市民から募集し、市民イベント内で上映すること。募集方法や選定方法について提案すること。また事業を実施する際は、東御市と協議すること。
- (6) 上記(5)のほか、本事業の目的が達成できるための市民参画型の企画・提案すること。
- (7) イベントの開催にあたり、安全管理（感染症対策等も含む）を行うとともに、必要なスタッフを配置し、事故等の防止を図ること。

7 3つのイベント共通の提案内容及び使用

- (1) 各種イベントの開催時期についても提案すること。実際の開催については、東御市と調整を行うこと。
- (2) 各種イベントの実施にあたっては、本事業の目的に沿ったふさわしい名称を考案し、提案すること。また、イベント名には「東御市市政施行20周年記念」の冠をつけること。
- (3) 各種イベントの内容（概要）、会場等レイアウト、デザインを企画・提案すること。なお、提案内容に係る費用は本事業の見積もりを含めること（例えばステージゲストを呼ぶ場合の謝礼など）。
- (4) イベントの実施にあたり、効果的な周知を行うためのチラシ制作やSNS等での発信のための原稿制作費は本事業に含むものとし、各イベントのターゲット層に届く効果的

な発信方法についても提案すること。

- (5) イベント開催までのスケジュール（広報、会場、提供する事業者との調整、制作物の作成等に係る進捗管理）を提案すること。
- (6) イベント当日の円滑な運営のために必要な進行表及び会場図面を予め作成し、東御市と協議のうえ決定すること。イベントの会場設営及び撤去は受託者が実施すること。
- (7) イベント実施後は、速やかにそれらの内容と当日の実施状況を記載した報告書を提出すること。また、記録写真も併せて納品すること。
- (8) 全ての事業完了後に、来場者の年齢層、地域など各種データ分析・考察を行い、今後のシティプロモーションに必要な事項をとりまとめの上、提出すること。
- (9) 本事業の実施にあたり、デジタル田園都市国家構想交付金を活用していることから、提案において、以下の経費を含むことはできないものとする。
 - ・特定の個人や個別企業に対する給付事業及びそれに類するもの
 - ・用地取得や造成（区分所有権を含む。）に要する経費

8 その他

(1) 一般事項

- ア 業務の遂行状況について随時報告すること。また東御市と協議した内容については議事録にし、その都度提出すること。
- イ 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、東御市の指示に従うこと。
- ウ 委託業務期間はもとより終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて、厳守すること。
- エ 業務の遂行に当たっては、著作権や肖像権等、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(2) 業務体制

- ア あらかじめ東御市と調整したスケジュールで行うこと。
- イ 事業実施にあたっては、委託業務を総括し、東御市からの指示を受ける窓口として責任者を置き、市、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

(3) 契約不適合責任

委託業務終了後 1 年間は契約責任期間とし、運用開始後に判明した本業務に係る契約不適合は受託者にて無償で改修すること。

(4) 協議

この仕様書について疑義が生じたとき、または定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、東御市と協議すること。